

受付 番号	種 目 番 号 —	連 絡 先	担 当 健康福祉局 健康安全部 健康安全課 池畑 電 話 671-2463
----------	--------------	-------	---

設 計 書

1 件 名 令和4年度新型コロナウイルス感染症患者の療養支援に係る人材派遣
契約（事務職）（令和4年7月～令和4年9月）

2 履 行 場 所 横浜市役所健康福祉局健康安全課内（横浜市中区本町6-50-10）

3 履 行 期 間 期間 令和4年7月1日 から 令和4年9月30日 まで
又 は 期 限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 別添仕様書及び資料記載のとおり

6 現 場 説 明 不要
 要（ 月 日 時 分 場所 ）

7 業 務 概 要
（1）新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への電話による健康
観察及び観察結果等のシステム入力
（2）療養証明書発行に係るデータ入力及び書類作成等の事務作業
（3）その他、上記作業に付随する業務及び横浜市職員の指示に
よる事務作業

8 部 分 払

■ す る (3回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	人数/日 勤務時間 (人数/日×時 間/日×日数)	数 量	単 位	単 価	金 額 (概査金額)
電話による自宅療養者 への健康観察 (7月)	4人 (4×7×31)	(868)	時間		()
電話による自宅療養者 への健康観察 (8月)	4人 (4×7×31)	(868)	時間		()
電話による自宅療養者 への健康観察 (9月)	4人 (4×7×30)	(840)	時間		()
就業時間外勤務 (法定時間内) (通常時間と同単価)	毎月	(180)	時間		()
		(2,756)	時間		()

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

派 遣 料 金	¥ (_____ . -)
内 訳 業 務 価 格	¥ (_____ . -)
消費税及び地方消費税相当額	¥ (_____ . -)

9 契約全般に関する内容

事業所	名 称 横浜市役所
	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
就業場所	名 称 横浜市役所
	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
就業日	令和4年7月1日から令和4年9月30日（土、日及び祝日を含む）
就業時間	9時～20時のうち本市が指定する連続した8時間【休憩時間（無給）60分含む】 （就業時間例）9時～17時、11時～19時
安全及び衛生	VDTの連続操作は1時間までとする。1時間以上の連続操作をする場合は、10分間の休息を与える。その他派遣先は法令により課された責任を負う。
労働者派遣契約の解除にあたって生じる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	労働者派遣基本契約書第21条に準ずる。
時間外労働	時間外労働は原則行わないが、やむを得ない場合には、横浜市は、前記の就業時間に拘らず、派遣労働者に時間外労働を命ずることができる。就業時間外の労働を命ずる場合、1日4時間、1か月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする。 なお、当初予定している就業時間と合わせ8時間（休憩時間を除く）までは、法定労働時間以内のため、通常時間と同じ時間単価とし、15分単位とする。8時間を超過した場合の時間外単価は、通常時間単価の1.25倍とし、15分単位とする。
福祉増進のための便宜供与	横浜市は派遣労働者に対して、厚生設備（給湯室、休憩スペース等）を利用することができるよう便宜供与するものとする。
支払条件	請求書による支払い。 契約期間終了後、派遣時間の実績に応じた精算払いとする。 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内。

10 個別契約内容

派遣先責任者	部署	横浜市健康福祉局健康安全部健康安全課 電話 045-671-2463	
	氏名	健康福祉局健康安全部健康安全課長 赤松 智子	
派遣元責任者	部署		
	氏名		
指揮命令者		健康福祉局健康安全部健康安全課担当課長 田口 真希	
派遣人員		別添仕様書のとおり	
派遣料金（概算金額）		¥（ _____ . - ）	
派遣期間		自 令和4年7月1日 至 令和4年9月30日	
苦情 処理	申出先	派遣先	部署 横浜市健康福祉局健康安全部健康安全課 電話 045-671-2463
		氏名	健康福祉局健康安全課長 田口 真希
	派遣元	部署	
		氏名	
苦情処理方法	<p>① 派遣先における上記記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知する。</p> <p>② 派遣元における上記記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知する。</p> <p>③ 派遣先・派遣元は、各々自社内でその解決が容易であり、かつ即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p>		

人材派遣契約仕様書

第1 総則

横浜市（以下「本市」という。）及び労働者派遣を行う事業主（以下「受託者」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」等を遵守し、契約書に基づき、この派遣契約の業務内容等について、その詳細を次のとおり定める。

第2 契約の担当課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市 健康福祉局 健康安全課（電話：045-671-2463）

第3 派遣期間

令和4年7月1日から令和4年9月30日まで

第4 業務内容

- 1 新型コロナウイルスに感染した方への療養支援等
 - (1) 宅療養者に対する電話等による健康観察業務（体調確認、療養終了または延長の案内等）
 - (2) 看護師等の専門職の指示に基づく、自宅療養者に対する電話等による体調確認
 - (3) (1)、(2)で把握した健康観察等結果のシステム等への入力業務
 - (4) その他、ア・イ及ぶウの作業に付随する業務及び職員の指示による事務業務
- 2 新型コロナウイルス感染症患者発生に係る業務等
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係るデータ入力、書類作成、電話対応業務
 - (2) パルスオキシメーターの配送、回収補助業務
 - (3) 療養証明書発行に係るデータ入力、書類作成等の事務業務
 - (4) その他、上記作業に付随する業務及び横浜市職員の指示による事務業務

第5 派遣要件

- 1 就業日 令和4年7月1日から令和4年9月30日まで
土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。

2 就業時間及び派遣人数

就業時間：9時から20時までの間で本市が指定する連続する8時間

(休憩時間(無給)1時間含む)

派遣人数：4名

- ・別途両方で協議のうえ作成する派遣労働者の勤務シフト表を原則とする

【勤務シフト例】

9時から17時まで：2名 11時から19時まで：2名

3 派遣日数 92日以内

4 就業場所 横浜市役所健康福祉局健康安全課(横浜市中区本町6丁目50番地の10)

5 派遣労働者の配置

- (1) 受託者は、受託にかかる業務を処理するため、次に該当する者を本市の指定する場所に派遣し、業務に従事させなければならない。

ア 法規に従い公正に業務を執行し、担当業務の趣旨及び公共性を十分理解し、円滑に業務を行える者

イ パソコンの操作に精通しており、Microsoft社のWord、Excel(例：Wordでの複数ページの文書の作成、Excelを利用した表やグラフの作成)、Outlook(例：ビジネスメールの作成、送受信)及びMicrosoft Edgeに関する必要な知識及び技術を有し、基本的な操作が補助なしで行える者

ウ 他の従事者と協調性をもって業務に従事することができる者

- (2) 業務に従事する派遣労働者は、原則として派遣期間を通じて同一の者とするが、受託者及び派遣労働者の都合によりやむを得ず派遣労働者の交代が必要となった場合は、事前に本市と協議のうえ、代替労働者を速やかに配置すること。

- (3) 受託者は、派遣労働者が次の事項のいずれかに該当すると本市職員が判断した場合は、派遣労働者を遅滞なく交代させなければならない。

ア 第4に定めた業務を行うことができないとき。

イ 業務執行にあたって誤りが多いとき。

ウ 勤務を懈怠するとき。

エ 不適切な行動・言動があるとき。

オ 5(1)に該当しないとき。

カ その他業務執行に支障をきたすとき。

6 時間外労働

時間外労働は原則行わないが、やむを得ない場合には、横浜市は、前記の就業時間に拘らず、派遣労働者に時間外労働を命ずることができる。就業時間外の労働を命ずる場合、1日4時間、1か月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする。なお、法定労働時間内の就業時間外勤務は、通常時間と同じ時間単価とし、15分単位とする。法定時間外労働の時間単価は、通常時間単価の1.25倍とし、15分単位とする。

7 派遣労働者の休暇取得

- (1) 派遣労働者が本市の指定する派遣期間中に、受託者の付与する有給休暇を取得する場合、受託者は休暇取得日の前日までに、本市の選任する責任者に対して休暇の取得を申し出ること。
- (2) 受託者及び派遣労働者は、休暇の取得にあたっては、業務の進ちよくに支障を来さないよう留意すること。
- (3) 本市は、業務の進ちよくに支障を来すと判断した場合には、受託者に対して、代替の派遣労働者を求めることができるものとする。

8 安全及び衛生

受託者は、派遣労働者を派遣する前に、雇入れ時安全教育を実施すること。

9 責任者の選定

本市及び受託者は、契約締結時に責任者をそれぞれ1名選任するものとする。責任者は、業務全体を統括し、本市及び受託者間の連絡調整を行うものとする。

10 指揮命令者

派遣労働者の指揮命令は、所属長（課長）が行うこととする。ただし、当該指揮命令者が指名する横浜市職員が指揮監督を代行することができる。

11 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

本市及び受託者は、契約締結時に派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を、配置先につき1名ずつ選任するものとする。

(2) 苦情処理方法、連携体制等

- ア 本市及び受託者における(1)で選任された者が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知する。
- イ 本市及び受託者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

12 派遣労働者の福利の増進のための便宜の供与

本市は、派遣労働者に対し、給湯室、休憩室等の福利厚生設備の利用について、本市の職員と同一に取り扱うこととする。

13 労働・社会保険の適用の促進

受託者は、労働保険及び社会保険の加入基準を満たす労働者を派遣するときは、全て加入させてから派遣すること。ただし、新規雇用者を派遣する場合は、派遣開始後に加入基準を満たし次第、速やかに加入させること。

第6 派遣労働者の責務

- 1 派遣労働者は、職務の重要性を理解し、本市職員に準ずる心構えで業務を遂行しなければならない。
- 2 派遣労働者は、毎日、文書、システム等により出勤時間及び退庁時間を本市職員に報告し、確認を受けなければならない。
- 3 派遣労働者は、本市職員の指示に従わなければならない。

第7 個人情報保護等

1 個人情報及び機密の取扱い

受託者及び派遣労働者は、業務において知り得た個人情報及び機密その他の情報を他に漏洩してはならない。

特に個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏洩、滅失、き損の防止、その他適切な管理に努め、受託者は、個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。また、このことについて派遣労働者の就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

その他、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、個人情報の漏洩等の行為には、横浜市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があるので注意すること。

2 データ等の適正な管理

本市、受託者及び派遣労働者は、データ等その他の業務の履行に必要な書類の授受、処理、保管その他の管理にあたっては、漏洩、滅失、き損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

また、受託者及び派遣労働者は、業務の履行のために本市から提供された支給品、貸与品、データ等を業務の履行以外の用途のために複写もしくは複製、第三者への提供及び外部への持ち出しを行ってはならない。

3 作業場所等入室に関する注意事項

受託者及び派遣労働者は、作業場所への手荷物等の持込を禁止する。特に、デジタルカメラ（デジタルカメラの機能を有する携帯電話を含む）、ノートPC、PDA、USBメモリー等の電子機器の持込を禁止する。コート、手荷物等は、本市が受託者及び派遣労働者に提供するロッカー等に保管すること。ただし、指揮命令者の確認を得て、貴重品を作業場所へ持ち込むことは、差し支えない。

第8 事務打合せの実施

本市及び受託者は、必要に応じて事務打合せを行い、円滑な事務処理に努めること。

第9 その他特記事項

1 自己の雇用する派遣労働者以外の派遣の禁止

受託者は、自己の雇用する派遣労働者以外を本市に派遣してはならない。

2 館内規則の遵守

館内の使用にあたっては館内規則に従うこと。

3 名札の着用

派遣労働者は、就業時間中、名札を着用すること。

なお、名札については、受託者が用意するものとする。

4 許可書の明示

受託者は、本市に対して契約締結時に「一般労働者派遣事業」の許可書、または「特定労働者派遣事業」の届出書を明示すること。

5 事故発生時の対応

受託者は、業務遂行にあたり事故が発生したときは、直ちに本市に報告し、本市の指示に従わなければならない。

6 その他

この仕様書に定めない事項については、労働者派遣法の定めるところによるほか、必要に応じて、本市及び受託者は信義誠実の原則に従い協議して定める。